

# 岩沼出張所つうしん

第 48 号  
平成 17 年 7 月 29 日  
仙台河川国道事務所 岩沼出張所  
岩沼市館下 1 丁目 2 - 9  
TEL 0 2 2 3 - 2 2 - 2 8 0 1

## 阿武隈川堤防一斉清掃

7月2日(土)「亘理町清掃の日」の一環として、阿武隈川右岸堤防の一斉清掃が、国道6号・阿武隈橋下に集合し、8時30分より行われました。

亘理町では、毎年7月第1土曜日を「亘理町清掃の日」と定め、町民参加による一斉清掃を実施してきました。今年は、10,000人(1世帯1人以上)を目標に全町(亘理、荒浜、吉田、逢隈の各地区)をあげて清掃に取り組みました。岩沼出張所職員も、少数ではありますが、堤防一斉清掃に参加して、汗を流しました。



逢隈地区一斉清掃・出陣式前の様子

## 亘理地区支部・水防訓練

7月3日(日) 亘理町、山元町、各町消防団、亘理地区消防本部、県消防協会亘理支部主催の水防訓練が、阿武隈大堰・あぶくま公園運動場で、行われました。

早朝から総員236名の団員他が参加して、通信訓練、出勤訓練、(木流し、シート張り、五徳縫い、折り返し、月の輪、カゴ止め、積み土のう)等の工法訓練、炊き出し訓練等を実施しました。各訓練共、実践しながら進行し、出水期に備える意気込みを感じました。



竹を利用した伝統工法のカゴ止め工法

また、沿川にある竹を利用した伝統工法が、確実に伝承され、町民の生命財産を守る水防が、延々と築き上げられていることに、心強さを感じました。

## 河川愛護モニター委嘱式・感謝状贈呈式・懇談会を実施

一般からの公募により、当岩沼出張所管内の阿武隈川や白石川の河川情報の提供を頂く、平成17年度の河川愛護モニターの委嘱式及び、今まで河川愛護モニターとして活躍頂いた方の感謝状贈呈式、河川に関する懇談会が、7月25日(月)14時から仙台河川国道事務所で行われました。



はじめに、足立事務所長より、岩沼市 澤田さん 柴田町 鴫田さん 岩沼市 山田さん 岩沼市の澤田さんと柴田町鴫田さん

さん他(角田出張所、名取川出張所)に委嘱通知書と身分証明書が手渡され、河川に関するいろいろな情報を報告してほしい旨の挨拶がありました。続いて今まで活躍頂いた山田さん他(同)に感謝状と記念品が贈呈され、今までの活躍に対し、労いの挨拶がありました。その後、河川に関する懇談会が会議室で行われ、河川愛護モニターの先輩から新任者に対するアドバイス等、有意義な意見の交換が行われました。(山田さん、平成12年から5年間、大変ご苦勞様でした。)

今回委嘱された澤田さんは、阿武隈川左岸、寺島から国道6号・阿武隈橋の区間と右岸、阿武隈橋から阿武隈川鉄道橋までの区間を担当します。鴫田さんは、阿武隈川左岸、阿武隈川水管橋から五間堀排水樋管の区間と白石川左右岸、阿武隈川合流点から白幡橋までの区間を担当します。

# 阿武隈川水系河川整備基本方針（第6回）

第6回目からは、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」に入ります。この項では、「流域及び河川の概要」をにらみ、今後、いかに「阿武隈川」を次世代に継承していくかについて、施策を展開しています。また、整備は、水源から河口まで「水系一貫主義」が貫かれた基本方針となっています。

## （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

阿武隈川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図る。また、阿武隈溪谷、阿武隈峡や乙字ヶ滝に代表される阿武隈川の自然豊かな環境と河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。

このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防、治山工事の実施状況、水害の発生状況及び河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む）並びに河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう東北開発促進計画や地方拠点都市基本計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮し、水源から河口まで一貫した基本方針に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施することによって、河川の総合的な保全と利用を図る。

健全な水循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となった取り組みを推進する。

河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。

## ・・・・・・・・ 用語の解説 ・・・・・・・・

河川の適正な利用 : 河川の利用については、河川法第23条から第28条までに、「流水の使用、河川区域内の（土地の使用、土石の採取、工作物の新築等、土地の掘削等、竹木の流送等）」の6項目が示されています。また、制限されています。河川を適正に利用してもらうため、河川管理者は、占用申請に許可を与える形で、適正に指導しています。

流水の正常な機能

の維持 : 河川では、「流水の正常な機能を維持するために必要な最小限の流量」：「正常流量」を定めることになっています。 動植物の生息・生育地の状況及び漁業 景観 流水の清潔の保持（水質） 舟運 塩害の防止 河口閉塞の防止 河川管理施設の保護 地下水の維持 水利流量（水利権取水量他）の9項目を検討して、定めています。

## —あ—

心配した「台風7号」も岩沼出張所管内には被害もなく、台風一過の青空を運んでくれました。6月9日、昨年「福井新潟豪雨」で新潟県長岡市に排水作業に駆けつけた井上建設（株）の社長に対し、「災害対策功労者」として、足立事務所長より感謝状が贈呈されました。おめでとうございます。災害はない方が良いのですが、襲ってきたときには、皆さんの力をお借りして、淡々と処理していくことが大切です。でも、来る前の日頃の準備も非常に大事です。怠りなく。

「岩沼出張所つうしん」はインターネットでも見られます  
仙台河川国道事務所ホームページ <http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/index.html>